北海道告示第 10051 号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局自然環境課及び 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年1月22日

北海道知事 鈴木直道

- 公園事業の名称及び種類 比羅夫運動場事業
- 2 区域及び路線

虻田郡倶知安町 (比羅夫)